

第4次 岩国市男女共同参画基本計画 概要版

令和5(2023)年3月
岩 国 市

はじめに

岩国市では、平成19(2007)年9月に制定した「岩国市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、翌年3月、「岩国市男女共同参画基本計画」を策定し、その後2度の改定を経つつ、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。しかし、固定的性別役割分担に対する意識の変化や女性の社会進出など、少しずつ前進しているところもある反面、解決しなければならない課題は依然として多く存在しています。

この度、第3次計画の期間が令和4(2022)年度で終了することから、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第4次岩国市男女共同参画基本計画(令和5年度～令和9年度)」を策定することとしました。

計画の位置づけ

この計画は、岩国市男女共同参画推進条例に基づいて策定される、男女共同参画社会基本法第14条第3項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、岩国市における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。また、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画、およびDV防止法に基づくDV対策基本計画を包含する計画として位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

計画策定の新たな視点 ～多様性の尊重とSDGsの視点～

私たちが目指す、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」とは、性別や世代などの違いを認め合い、国籍や価値観、生き方も「多様」であることが尊重され、「違い」に価値を見出すことができる「ダイバーシティ」の実現した社会です。これまで進めてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる環境づくりの重要性は今も変わりませんが、本計画ではそれにとどまらず、社会のあらゆる場面において多様性が尊重される社会を目指す必要があります。

そして、これは、現在国際社会が一致して取組を進めている「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と合致しているだけでなく、数育や就業機会、まちづくりなど、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な事項です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



計画の基本理念

男女共同参画とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うこと」をいいます(岩国市男女共同参画推進条例第2条)。

この計画では、第3次計画までの基本理念「**男女の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会**」を引き継ぎ、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現をめざします。

岩国市男女共同参画推進条例の基本理念

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

社会における制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等にとらわれず、男女が共に主体的で自由な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方について考え、望ましいものに変えていきましょう。

施策等の立案・決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市や団体などの施策や方針の立案・決定の場に、共に参画できるようにしましょう。

家庭生活と社会生活の両立

家族みんなが互いに協力し合い、社会の支援も受けながら、家庭生活と社会生活を両立できるようにしましょう。

生涯にわたる男女の健康の確保

男女がそれぞれの身体的特質を理解し、尊重し合うことで、生涯にわたって健康的な生活ができるようにしましょう。

国際的協調

男女共同参画は、国際的協調のもとで推進しましょう。

計画の基本目標

この計画では、以下の3つの基本目標の下に12の重点目標を設定し、施策の展開を図ります。

- ① 男女が共に活躍できる地域社会づくり
- ② 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- ③ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

基本目標達成のための取組

基本目標1 男女が共に活躍できる地域社会づくり(岩国市女性活躍推進計画)

重点目標1 あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性参画拡大

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を尊重し生かしていくことが大切です。

【施策の基本的な方向性】

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ② 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進
- ③ 女性リーダーの人材育成等

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
審議会等委員に占める女性の割合	29.6%	40%
市職員の管理職に占める女性の割合	17.8%	20%
女性管理職の登用目標を設定している事業者の割合	15.9%*	20%
自治会長に占める女性の割合	9.9%	13%

※令和4年度実績(以下同じ)

重点目標2 仕事と生活の調和の推進

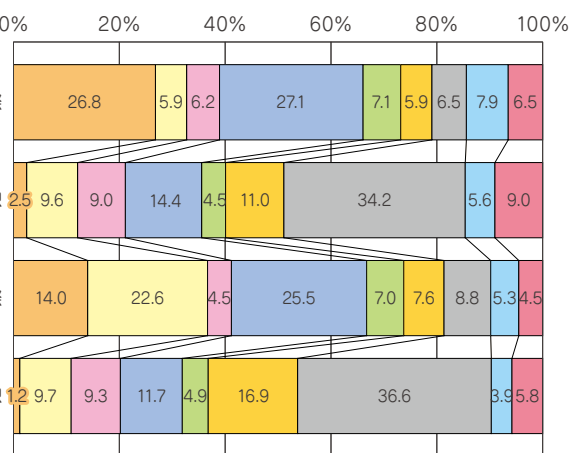
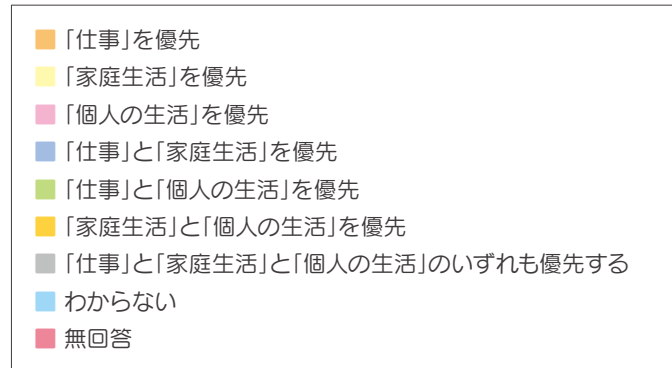
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。ワーク・ライフ・バランスが保たれた社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性の活躍推進に加え、人々が多様な働き方・生き方を選択できるようにしていく上でも重要です。

【施策の基本的な方向性】

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ② 仕事と家庭・地域活動などの両立支援

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
ワーク・ライフ・バランスセミナー受講者数	58人	350人
ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内事業者数	96事業者	120事業者

● ワーク・ライフ・バランスの実際と理想



※グラフ中のNは、割合算出の基数となる有効回答数を示している(以下同じ)。

資料:市民意識調査結果(令和4年度)

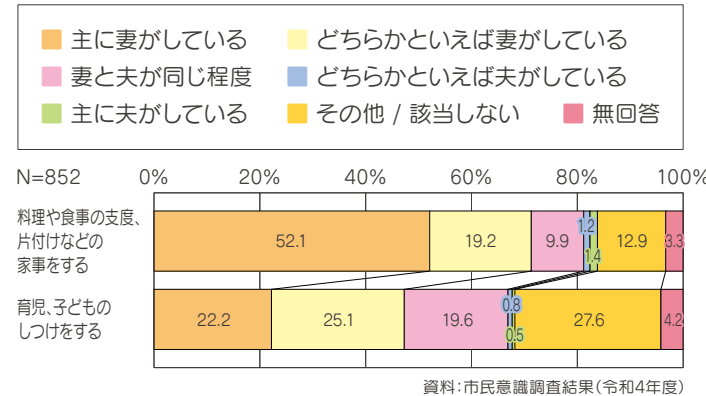
重点目標3 家庭における男女共同参画の促進

家庭では、家族一人ひとりが、家事、育児、介護といった家庭の責任を共に担うことが大切ですが、多くの家庭では家事、育児など、その大半を女性が担っているのが現状です。いわゆる専業主婦を中心とする、これら家庭における女性の無償労働による貢献度を適正に評価するとともに、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児、介護などに関わることが必要です。

【施策の基本的な方向性】

- ① 男性の男女共同参画への理解促進
- ② 男性の子育て・介護の参画支援

● 家庭における役割分担



資料:市民意識調査結果(令和4年度)

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に対する賛成派の割合	20.2%*	15%
岩国市内事業所におけるやまぐち子育て・イクメン応援企業登録数	70事業所	90事業所

重点目標4 働く場における女性活躍の推進

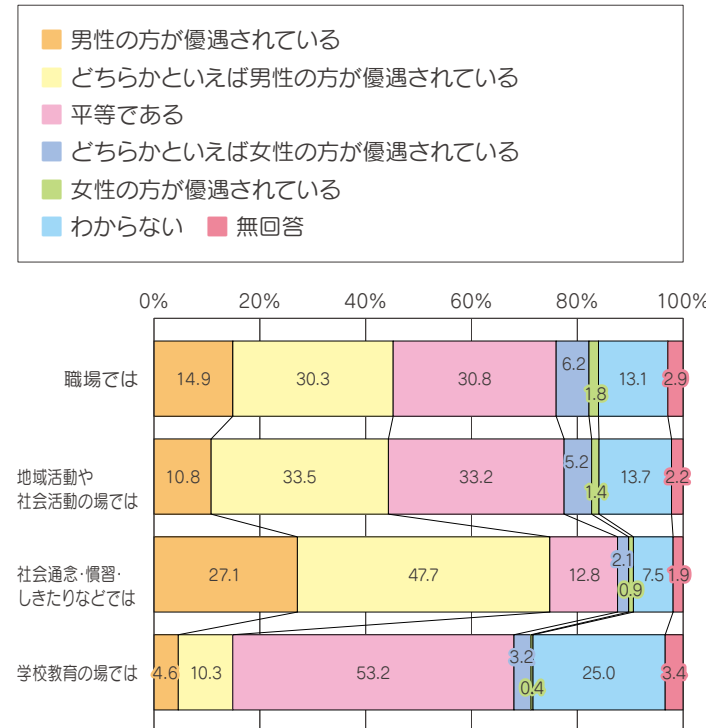
働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、男性とともに長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様で柔軟な働き方ができる働く人の立場に立った環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組(ポジティブ・アクション)を促進する必要があります。

【施策の基本的な方向性】

- ① 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- ② 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
職場において、男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	30.8%*	40%

● 社会の各場面における男女の地位の平等



資料:市民意識調査結果(令和4年度)

重点目標5 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

地域力を高めるためには、さまざまな分野において一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識等に捉われることなく、男女がともに協力して参画することが必要となります。また、農山漁村の地域の重要な担い手である女性の働きやすい就業環境づくりに努めるとともに、女性とその役割に見合う適正な評価を受け、能力を十分に発揮できるよう支援する必要があります。

【施策の基本的な方向性】

- ① 地域活動への男女共同参画の推進
- ② 農林水産業・農山漁村における男女共同参画の推進

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
自治会などの地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	33.2%*	50%

基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

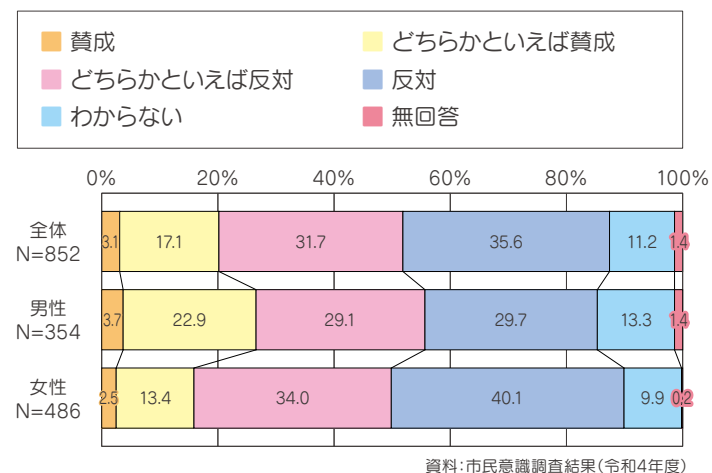
重点目標6 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や行動が、男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げています。また、それは同時に、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。男女共同参画社会の実現を図るためには、市民一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気づき、見直すことが重要です。

【施策の基本的な方向性】

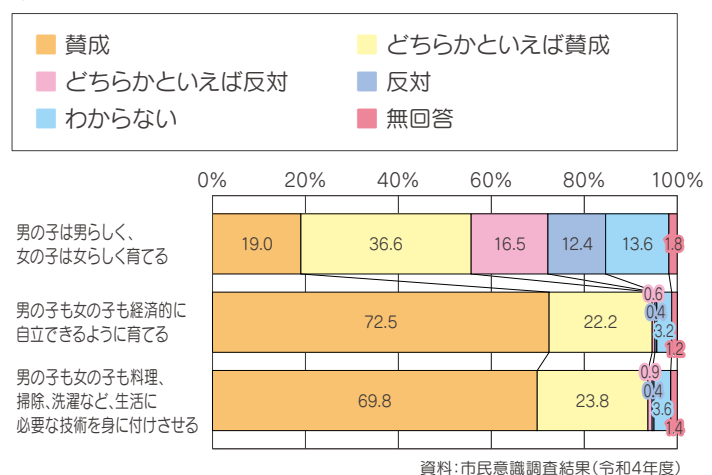
- ① 男女共同参画意識の啓発・理解の促進
- ② 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
社会通念・慣習・しきたりなどについての男女の地位の平等感について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合	74.8%※	60%

● 子育てに関する考え方について



管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
学校教育の場で男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	53.2%※	60%

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
市が主催又は共催する国際理解講座の参加者数	209人	400人

重点目標8 国際的視野に立った男女共同参画の推進

男女共同参画の取組は、国際社会におけるさまざまな取組と連動しながら進められています。岩国市男女共同参画推進条例第3条においても「男女共同参画は、国際的協調の下、推進されなければならない」とされており、国際的視野に立った男女共同参画の推進が求められています。

【施策の基本的な方向性】

- ① 国際理解と多文化共生社会への意識づくり

基本目標3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 (岩国市DV対策基本計画)

配偶者などからの暴力(DV)、性犯罪、性暴力(望まない・同意のない性的な行為や発言)など、異性間の暴力の被害者の多くは女性で、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、男性の女性に対する所有意識などがあると言われています。このような女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

【施策の基本的な方向性】

- ① 暴力を許さない基盤づくりの推進
- ② 相談体制の充実
- ③ 被害者の支援と自立に向けた取組の推進

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
ここ3年ぐらゐの間に一度でも何らかのDVを受けたことのある女性市民の割合	21.8%※	15%
実際に何らかのDVなどの人権侵害を受けても相談しなかった(できなかった)人の割合	72.4%※	50%

重点目標10 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

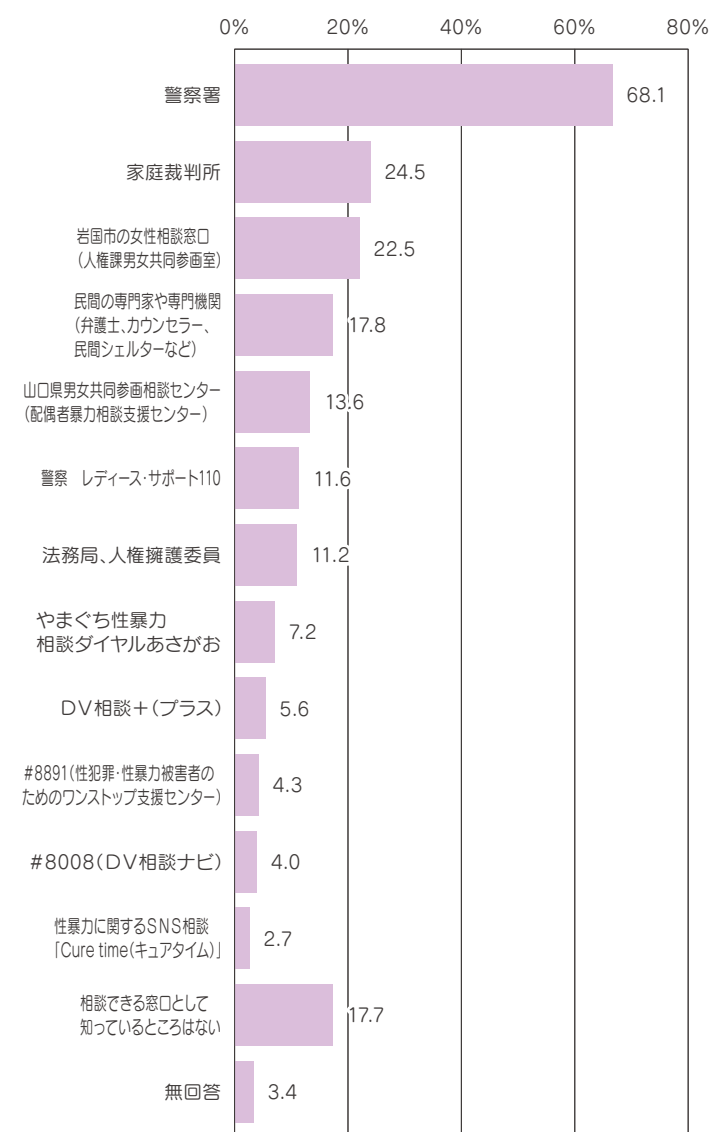
男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本となるものです。近年では、婚姻・出産年齢が上昇するとともに、女性のライフスタイルも多様化しており、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されることから、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが重要です。

また、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防についての確かな判断ができるよう、早い時期からの思春期保健対策を進めていくとともに、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」について、男女双方の理解を促す必要があります。

【施策の基本的な方向性】

- ① 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援
- ② 妊娠・出産・育児に関する支援

● 男女間の暴力に関する相談窓口の認知度(N=852)



管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
保健体育の授業以外における児童生徒(小中学校)に対する性教育の実施率	100%	100%
妊婦の健康診査受診率	92.9%	95%以上

重点目標11 みんなが安心して暮らせる社会づくり

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、またグローバル化の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していきなかに、貧困や社会的孤立などの困難を抱える人が増加しています。支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援が求められています。

【施策の基本的な方向性】

① 生活に困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境整備

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
認知症サポーター数	12,465人	15,465人
障がい者相談支援の 相談件数	6,719件	7,000件

重点目標12 男女共同参画の 視点に立った地域防災

東日本大震災など、過去の災害の教訓をもとに、防災対策や災害対応について男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されています。

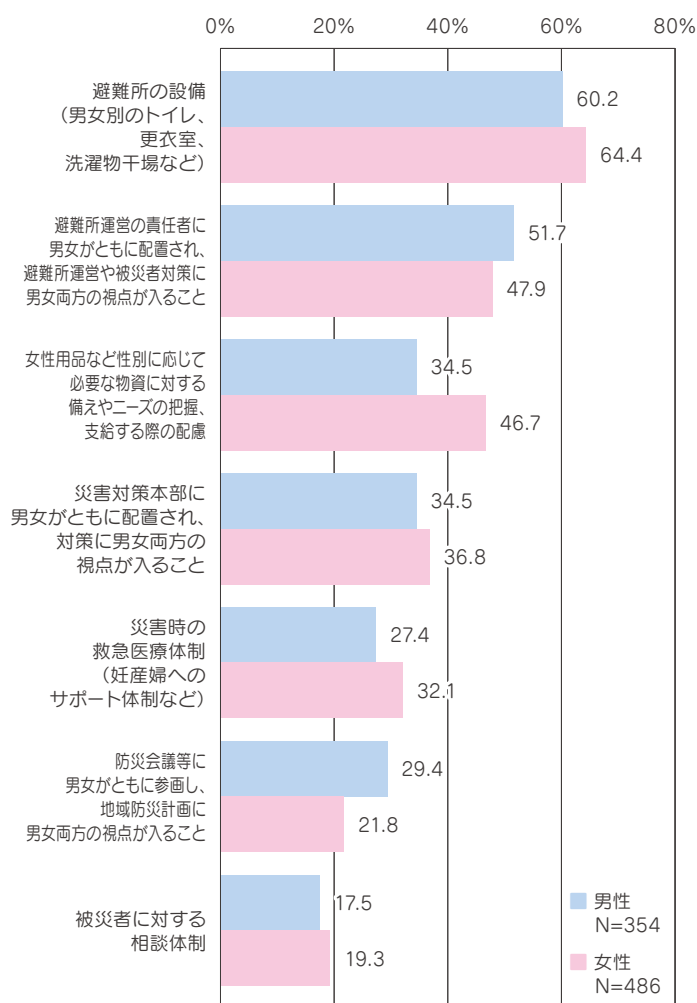
男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性を中心として考えられていた防災や復旧・復興などの全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進し、女性や要支援者に配慮した防災体制を確立する必要があります。

【施策の基本的な方向性】

① 防災・減災・災害復興における男女共同参画への促進

管理指標	基準値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
消防団員における 女性の占める割合	4.9%	10%
岩国市防災会議の 女性委員の割合	12%	14%

● 防災・災害復興対策において、男女共同参画の視点から必要だと思うこと



資料：市民意識調査結果(令和4年度)

岩国市総務部人権課男女共同参画室

〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14-51

TEL(0827)29-5340 FAX(0827)21-1660